（委託方針の策定）

第五十三条の十三　生命保険会社は、特定大規模乗合生命保険募集人（生命保険募集人のうち、二以上の所属保険会社等を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務（法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。第五十三条の十四の二第一項第一号及び第百三十三条の五第一項第一号において同じ。）に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が第二百十五条の三第一項に規定する額以上であることその他同条第二項各号のいずれか又は第三項の規定に該当するものをいう。以下同じ。）に保険募集を行わせるときは、当該特定大規模乗合生命保険募集人による保険募集の事業の規模を背景とする当該生命保険会社に対する影響力により当該生命保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、当該特定大規模乗合生命保険募集人から第二百十五条の四第一項第八号に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、当該特定大規模乗合生命保険募集人への委託に関して方針を定めなければならない。

2　損害保険会社は、特定大規模乗合損害保険代理店（法第二百九十四条の四に規定する特定大規模乗合損害保険代理店をいう。以下同じ。）に保険募集を行わせるときは、当該特定大規模乗合損害保険代理店による保険募集の事業の規模を背景とする当該損害保険会社に対する影響力により当該損害保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、当該特定大規模乗合損害保険代理店から第二百二十七条の二十一第一項第五号に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、当該特定大規模乗合損害保険代理店への委託に関して方針を定めなければならない。

（管理責任者の設置）

第五十三条の十三の二　生命保険会社は、特定大規模乗合生命保険募集人に保険募集を行わせるときは、当該特定大規模乗合生命保険募集人の業務の適切な運営を確保するため、当該特定大規模乗合生命保険募集人から第二百十五条の四第一項第八号に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、当該特定大規模乗合生命保険募集人における法その他保険募集に係る法令等（法令又は法令に基づく行政官庁の処分をいう。次項において同じ。）の遵守状況を検証するための責任者を設置しなければならない。

2　損害保険会社は、特定大規模乗合損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該特定大規模乗合損害保険代理店の業務の適切な運営を確保するため、当該特定大規模乗合損害保険代理店から第二百二十七条の二十一第一項第五号に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、当該特定大規模乗合損害保険代理店における法その他保険募集に係る法令等の遵守状況を検証するための責任者を設置しなければならない。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第五十三条の十四　保険会社は、当該保険会社又はその親金融機関等（法第百条の二の二第三項に規定する親金融機関等をいう。第三項において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第四項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う保険関連業務（法第百条の二の二第一項に規定する保険関連業務をいう。以下同じ。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　略］

［2・3　略］

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第五十三条の十三　法第百条の二の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険会社が行うことができる業務（以下「保険関連業務」という。）とする。

［条を加える。］

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第五十三条の十四　保険会社は、当該保険会社又はその親金融機関等（法第百条の二の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　同上］

［2・3　同上］